

会 議 録

会議の名称	第3回小金井市児童発達支援センター運営協議会		
事務局	福祉保健部自立生活支援課		
開催日時	平成30年11月6日(火) 午前10時から		
開催場所	前原暫定集会施設1階 A会議室		
出席者	委員	高橋 智 会長 竹中 涼子 委員 川村 祐子 委員 横田 涼子 委員 勝見 正 委員 佐々木 由佳 委員	遠山 敬子 委員 不破 淳一 委員 田村 忍 委員 欠席3名
	事務局	自立生活支援課長 自立生活支援課主査 自立生活支援課主任 児童発達支援センター長 児童発達支援センター職員 児童発達支援センター職員	加藤 真一 吉本 朋史 清水 一樹 吉岡 博之 岩本 久美子 岸野 奈美
傍聴の可否	可	傍聴者数	4人
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 平成30年10月までの実績報告 3 事務局からの報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 次回研修会の開催案内 (2) 資料の修正について (3) 幼児教育の無償化について (4) 委員報酬に係る源泉徴収票の取扱いについて 4 運営協議会委員による業務評価について 5 事業の利用終了に係る取扱いについて 6 巡回相談事業の今後の方向性について 7 外来訓練事業の今後の方向性について 8 今後の開催日程について 9 その他 10 閉会 		

会長 只今から第3回小金井市児童発達支援センター運営協議会を開催します。なお、事前に金子委員、長岡委員、秋葉委員より欠席の連絡が入っています。また、本日より委員が1名交代していますのでご紹介をお願いします。

事務局 坂井委員に代わり小金井市障害者地域自立生活支援センターの勝見センター長に委員をお引き受けいただいております。まことに申しわけありませんが、委嘱状の交付式については時間の関係上割愛させていただきます。勝見委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

委員 これからよろしくをお願いいたします。

会長 それでは会議に先立ちまして、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

事務局 配付資料の確認をさせていただきます。配付しております資料は、次第、資料1平成30年10月までの実績報告、資料2支援者研修開催案内、資料3年度当初の各事業の在籍者数の推移（訂正）、資料4幼稚園、保育所、認定こども園等の無償化について、資料5運営協議会委員による業務評価について、資料6小金井市児童発達支援センター運営状況評点表、資料7平成30年度業務評価事業公開日、資料8事業の利用終了に係る取扱いについて、資料9巡回相談事業の今後の方向性について（案）、資料10近隣市における保育施設等への巡回相談の実施状況一覧、資料11外来訓練事業の今後の方向性について、資料12平成30年度運営協議会開催予定、参考資料として前回傍聴者から提出された意見提案シート。資料については以上です。

会長 それでは、次第2「平成30年10月までの実績報告」について報告をお願いします。

センター長 10月までの実績報告をさせていただきます。資料1をご覧ください。この間、相談支援事業（一般）は10件、14件、17件と推移しており、相談支援事業（専門）は、42件、44件、40件となっております。前回もご説明させていただきましたが、電話相談欄に関しては色々な機関と電話で連携を図っていることが多くあったので、それも新たにカウントさせていただいて、これだけ件数が上がっています。例えば、カウンセリングの他に小学校、福祉学校、保健所などです。

続きまして、児童発達支援事業は、前回ご報告したとおり在籍を23名にする旨をご報告し、実際10月途中から1名増えておりますが、この報告書の作成時点ではまだ記載できておりません。現状は23名です。放課後等デイサービスは9月、10月が50名となっておりますが、引っ越し、利用終了、新規利用開始の方がいます。保育所等訪問支援は、8月2人、9月2人、10月1人ということで実施しております。親子通園事業は徐々に利用者が増えておりますが、これはあらかじめ利用希望の方が多くなるということを見越して、7月開設クラス、8月開設クラス、11月開設クラスの準備を行っていた結果です。外来訓練は、利用者数が8月123名、9月123名、10月125名となっております。以上です。

会長 何かご質問等がありますか？

委員 きらりの申し込み記事が市報にでていましたが、一度も相談をしたことのない方は相談の予約を入れてから申し込み、今までに相談したことのある方はそのまま申し込めると記載があったので、そうすると、新規相談の件数が一気に増えるのかと思うのですが、それは相談支援事業（一般）の欄ですか？

センター長 はい。

委員 市報に載せても新たにアクションを起こす方は劇的に増えてはいないということですか。

センター長 申し訳ありませんが、まだこちらに数字が反映されていない状態です。

委員 なるほど。わかりました。

会長 それにしても、月概ね20日運営するとして、電話相談は最低でも1日8件は来ているということで、相当ニーズがあるのだと思いますが、電話対応は忙しいですか？

センター長 はい。本日、相談事業の責任者を同席させておりますが、電話の前から離れられないというような状況もあり、大体1人当たり30分から40分ぐらいしっかりとお話をするなかで、色々と配慮しながら助言等を行っています。お昼を食べながら受ける場合もあるので、悩ましい

ところではあります。

会長 本日は職員の方にもおいでいただいていますので、概況などをご紹介いただけますか。

センター職員 一般相談については、来年度の申請だけでなく、幼稚園等の入園に当たってご相談に来る方もいます。例えば、昨日は新規で6件程電話がありました。その他にも、通園先で何か言われて、少し動揺した保護者の方からご連絡があったり、外来訓練の開始まで待ち切れない方、関係機関との調整等々により電話の件数はかなり多くなっています。

会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。折角なので、もう一人の方も業務との絡みで何かこの場で伝えておきたいことがありましたらお願いします。

センター職員 放課後等デイサービスの方について、現状50名しかお預かりできないのですが、日々、保護者の方々も悩まれていると感じております。きりりは送迎をやっていない分いつでも子育て相談ができる場ということで、お一人お一人にそんなに長くお時間とれないんですが、保護者のご様子を見ながら預らせていただいています。やはり保護者の方のご協力あってのことかと思っていますので、引き続きよろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。それでは次第3「事務局からの報告事項」をお願いします。

事務局 まず(1)次回研修会の開催案内についてです。資料2、支援者研修開催案内をご覧ください。こちらは支援者研修の第2回目で、今回は「就学時の支援～支援者と保護者の両方の立場から～」という内容です。支援者が対象ですので、日時は、2018年11月29日午後6時半から8時半です。会場は宮地楽器ホールです。案内は市内の保育園、幼稚園、小学校、児童館、学童保育所、児童通所サービス事業所等に配布しています。続きまして、(2)資料の修正についてです。資料3、年度当初の各事業の在籍者数の推移(訂正)をご覧ください。こちらの資料は、今年度第1回目の協議会において配付した資料の訂正です。訂正箇所は、外来訓練事業の平成30年4月1日現在の在籍者数です。改めて集計したところ、4月1日現在の在籍者数は119

名が正しいということが判明いたしましたので、訂正をさせていただきます。誠に申し訳ございません。訂正については以上です。続きまして、(3) 幼児教育の無償化についてです。資料4をご覧ください。こちらは東京都から送付のあった資料で、関係者等に適切に配布するよう通知がありましたので、配付させていただきました。内容としては、2019年の10月1日から予定されている消費税の引き上げに併せて実施を目指すということで、対象者等が記載されています。表の一番下を見ていただくと、対象者は就学前の発達支援（いわゆる障害児通園施設）利用者も利用料を無償化するとなっています。また、併行通園の場合は、両方とも無償化の対象とすると示されていますが、具体的な無償化の方法等については特に記載がなく、きらりでは児童発達支援（ピノキオ）及び保育所等訪問支援が該当すると考えられますが、市独自事業である外来訓練事業も該当してくるのかについては、資料では読み取ることができませんので、今後、詳細が示されましたら、その際にまたご報告させていただきます。最後に、次第の(4) 委員報酬に係る源泉徴収票の取扱いについてです。資料は特にございませんが、例年通り委員報酬に係る源泉徴収票を送付させていただく予定です。報告は以上です。

会長 それでは、1つずつ確認したいと思いますが、まず、きらりの支援者研修についてはいかかでしょうか。例年、満席ですか？

事務局 例年、支援者研修は様々な施設から100名前後の方に来ていただいているような状況です。

会長 定員オーバーの場合はどのように対応していますか。

事務局 一応、今のところ定員オーバーになったことはないのですが、広めの会場を確保するようにしています。

会長 支援者の卵は対象外ですか。

事務局 講演会形式なので、空き状況を見て検討したいと思います。

会長 その他よろしいですか。続きまして、資料訂正の件ですが、これは単なる数字的なミスですか？

事務局 はい。計算が間違っておりました。申し訳ありません。

会長 続きまして、幼児教育の無償化についてです。消費税が上がったらということ、まだこの程度しか決まっていらないようですが、ご質問はありますか？よろしいでしょうか。

会長 それでは、次第4「運営協議会委員による事業評価」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料5をご覧ください。前回は配付いたしました、今年度の業務評価についての確認事項です。前回特に修正意見はございませんでしたので、この内容に沿って実施させていただきます。

続きまして、資料6をご覧ください。こちらは、小金井市児童発達支援センター運営状況評点表です。これは当日使用する評点表で、資料5の評価項目、評価基準が記載されています。こちら、昨年度との変更点はございません。続きまして、資料7をご覧ください。こちらは、委員の皆様にお越しいただく日程を記載したものです。期間は12月から1月の2カ月間で、そのうち10日間候補日を挙げております。年末年始でご多忙かと存じますので、例年、委員の皆様には全ての事業をご評価いただいております。可能であれば全事業お願いできればと思いますが、難しい方はご来園いただける範囲でお願いいたします。また、職員ヒアリングの対応もあるため、可能であれば来園候補日を複数頂戴できればと思います。それを事務局で取りまとめまして、実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

会長 ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

委員 候補日は幾つぐらい必要ですか？午前、午後両方空いている日ということですか？

事務局 この日の午前、この日の午後といったような形で、可能であれば3日程いただければ。

委員 わかりました。

委員 午後の1と2を連続で見るとしたら、外で時間を潰してまた戻ってく

るという感じですか。

事務局 そうですね、どうしても放課後デイは活動開始が4時半以降になりますので、時間は空いてしまいます。

会長 業務評価については、当初から同じ項目で評価をしていますので、経年変化を見たいと考えているところです。今日は、きらりの職員さんがいらっしゃっていますが、ここはぜひ見ていただきたいというような点、あるいは、これは困るといような、私たちが気をつける必要がある点等何かありましたら、お願いします。

センター職員 子どもたちは学校に通っているので、学校公開で見られることには慣れていますが、それでも廊下を大人が通ることそれ自体が刺激になる子もいますので、そういった場合には、隠れて見ていただいたり、逆に直接入って関わっていただくなどご案内させていただくことになるかと思います。よろしくお願いします。

センター職員 ちょうど12月、1月は次の進路について決める時期で、保護者の方も若干難しい時期でもありますので、ご配慮の程よろしくお願いします。

会長 了解しました。あと、もっと職員の意見を聞いてほしいというようなことはありますか。

センター職員 以前より率直に意見を述べさせてはいただいています。逆に質問もお受けしたいと思っております。

会長 では普段なかなか聞けないことも聞けるような、そういったヒアリングができればと思います。第三者評価は別にまたやるのですか？

事務局 第三者評価は別の第三者機関にやっていただくという形です。

会長 第三者評価機関は職員へのヒアリングはあるのでしょうか。

事務局 ヒアリング及びアンケートの提出です。

会長 わかりました。では、次の議題「事業の利用終了に係る取扱いについ

て」に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

本件は、前回からの継続議題です。前回、方向性をご承認いただいたところですが、取り扱いに関する文言については、持ち越しとなっておりますので、再度お諮りさせていただきます。資料8、「事業の利用終了に係る取扱いについて」をご覧ください。きらりの設置条例第9条には、「次のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者は利用を停止し、もしくは制限し、又は利用承認を取り消すことができる」とされており、以下、第3号で「指定管理者が特に必要と認めるとき」という記載がございます。これはさまざまな場合に対応するため、具体的な事例ではなく、解釈にゆだねられた規定かと思いますが、本規定を根拠として、重大な行政処分である利用終了などを指定管理者において乱発するという事は望ましくないということから、原則、当該規定は現状使用していない状況です。しかし、前回、ご説明させていただいた事例を契機といたしまして、特に必要と認めるときの一つとして、引き続き3カ月以上利用がない場合には、利用停止または承認の取り消しをするということを取り扱っていきたいということが前回までの内容でした。それでは、資料の一番下の枠内をご覧ください。前回、ご指摘いただいた内容を反映しております。前回いただいたご指摘を基に、前段として「平成31年度以降、指定管理者は児童発達支援事業、放課後デイサービス事業、外来訓練事業及び親子通園事業について、入院等やむを得ないと認められる事由がある場合を除いて」という文言に追記及び修正させていただきました。また、その後段は「引き続き3カ月以上利用がない場合には、市と協議を行ったうえで利用を停止し、もしくは制限し、又は利用承認の取り消しをすることができる」とし、「市と協議を行ったうえで」という文言を追加いたしました。このように運用をしていきたいと考えておりますので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

会長

なるべくこういった運用はない方がいいんですが、想定外の案件があり、対応するためにやむなく運用を考えなければならなくなったということ。ただ、これは明文化されるのですか。

事務局

これは条例の文言をどのように解釈するかということですので、特に明文化されるものではありません。

会長

何かご意見がありますか。よろしいですか。それでは、次年度以降、

この取り扱いに基づいて対応していくということで、よろしくお願ひします。続きまして、長年の課題であった巡回相談等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

次第6「巡回相談事業の今後の方向性について」に移らせていただきます。巡回相談事業については、この間多くの方々から実施のご要望をいただいております。きらりの事業計画には、実施時期は検討としながらも、事業について掲載されており、開所以来の課題となっていたものです。来年度の予算につきましては、現時点では何のお約束もできない状況ではありますので、まずは実施に向けての方向性の確認をさせていただきたく、資料を作成いたしました。資料9、「きらりの巡回相談に係る今後の方向性について(案)」をご覧ください。今後の方向性について、1～10まで挙げさせていただいております。

1、巡回相談は平成31年度に事業開始を目指す。2、平成31年及び32年は、試行的な実施とする。3、巡回相談員の職種は臨床心理士とする。4、人員体制は1名または2名にする。5、職員の拠点はきらり内に設ける。6、現時点では就学前児童がいる施設への巡回とする。7、対象は私立保育園及び幼稚園とする。ただし、試行的実施のため、訪問する園の数、選定方法等は今後検討とする。8、職員への支援を主体とする。9、訪問回数は1園につき原則年3回とする。10、学童保育所への巡回相談は現状を維持する。という内容です。また、9月に行われました小金井市議会に提出した資料と同一内容のものを、資料10として添付しております。ご審議の参考にしていただければと思います。内容は、近接自治体における保育施設等への巡回相談の実施状況一覧です。本格的な実施に向けては、巡回相談は解決しなければならない課題が幾つかありますが、まずは試行的に実施していくことで、事業における課題の抽出や本格実施に向けたガイドラインなどの構築につなげられればと考えているところです。市といたしましては、このような方向性で進めていきたいと考えておりますが、運営協議会でご承認いただけるかどうか、本日ご審議いただければと思います。

会長

来年度予算について、現時点では約束できないというただし書きは入りますが、ようやく長年の懸案事項であった巡回相談事業が実施に向けて大きな一歩が提案されたのではないかなと思います。ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

委員

教育現場からの要望ということでお話しさせていただきたいと思えます。資料1における保育所等訪問支援事業の回数が現場における現実なのかなと思っています。資料9の1から6までは特に意見等はないんですが、31年度及び32年度は試行的な実施とするということで、現場としてはなるべく早く実施を進めていただきたいと思います。教育現場では、早期発見・早期療育というところで、なるべく早く療育ができるよう、幼稚園でいうと年少の9月ごろからクラス全体の様子を観察してもらい、保護者への指導・相談、担任や現場の保育士へのアドバイスをさせていただきたいと考えております。また、園によってお勉強中心であったり、外でたくさん遊んで体を使ったり、保育園があったりとさまざまです。そういった中で、園の加配指導の保護者同意に至る前に、教育現場で困っている段階で巡回相談が必要な場合が多いと感じています。なぜならば、教育現場での認識と保護者の皆様との認識には違う場合があるからです。療育をお勧めする場合、なぜきりり等でご相談いただいて三者で手を取り合う必要があるのか、なぜ早期療育が必要なのかということ、保護者の方にご理解いただくにあたり、職員の見解だけでご説明するのではなく、専門職の先生のご意見を合わせてご説明する方が、保護者への丁寧な誤解のない説明をすることができると思っています。幼稚園教育に専門的療育をプラスしてその子を受け入れるのか、それとも集団生活の幼稚園教育のみで成長を伸ばしていくのか、現場ではなぜそれをお断りするのか、なぜ受け入れられないのかということ、保護者の方に1分、2分ではお話しできません。保護者の方にその子の現状とその対応、園で考えていることをお話ししていく必要を感じます。現状、園の職員は、それを一手に担い、専門職の職員がいない現場でお話しています。そのため、早期発見・早期療育につながるようなご支援をいただきたいと思います多くの園長先生方がおっしゃっております。また、9の訪問回数ですが、年3回の根拠について現場の職員から質問が出ています。幼児期の子どもの成長は幅が広いので、3回では現場の悩みが見えてこないのではないかと危惧しています。せめて学期の最初と最後、きりりの支援計画書または報告書の作成時期と合わせて、年6回は希望したいと思えます。4月時点の発育状況と学期の終わりの12月では、その子の状況はかなり異なります。子どもの3年間は、大人の3年間とはまるっきり違い、ましてや年少児の1年間は本当に劇的に変わるので、1カ月がどれくらい大切かということ現場の職員が切に考えております。こういったところを踏まえて、今後の巡回相談事業の方向性を考えていただければと思えます。

事務局 9の訪問回数について、我々としてもなるべく多く行きたいとは考えているのですが、人員体制と訪問する園の数によって、やはり限界はあります。また、拠点をきらりの中に置く想定としておりまして、現状きらりの職員室は既にいっぱいであり、その中で週に1回、何とか専門職の席をあけて実施していくということで、回れる園の数もかなり限定的になることが予想されます。そのため、まずは各学期に各園1回は最低でも行きたいというところで、3回とお示しさせていただきました。年6回というご希望は確かにそのとおりにかなと思いますが、現実問題、年6回を例えば全部の園に実施するとすると、かなりの人件とかなりの場所が必要になるということで、今回はこういった形でお示しさせていただいている状況です。

委員 例えばケース・バイ・ケースで、この子に関しては年に2回、この子に関しては1カ月ごと、もしくは年に6回必要だと思ったら来ていただくような、臨機応変な対応というのは考えられないでしょうか。

事務局 今回、試行的な実施の中で、園長先生や現場の方にヒアリングなどをさせていただいて、課題やよりよい実施方法などについて伺いながら、探っていきたいと考えているところです。

委員 是非検討段階でご相談いただければと思っております。あと、先ほどの資料の中で幼児教育の無償化もありましたが、こちらの巡回相談以外でこちらに来てくださるとなると、幼稚園が負担するか、保護者の方が負担するか、費用もプラスアルファの出費ということになってしまうので、もしきらりの方で難しいということであれば、市の方にそれなりの方策を考えていただきたいと思っております。

会長 この3回というのは、当初はもっと回数が少なかったんですね。試行的なこともあり、もう少し幅広くやろうと思っていたので。ただ、今、学校でやっているのは学期に1回ごとです。昨日もある中学校へ行ったんですが、大体5名か6名のチームを組んで、各学期に1回ずつ。しかも子どもの相談じゃなくて、困っている先生のサポートのような形でやっていて、そこから先をと思ったら、もっと手厚くしなければいけないことになりますので、とりあえずはこの形で。

委員 まずは保育士への支援ということ。

- 会長** まずはそうした困っている先生を少しでもサポートできればということやっていて、効果は少なからずあるなど実感しています。もっとやればそれにこしたことはないですが、ただ、見られる専門家の数多くないですし、また実際に各現場に行くと、現場の状況を把握するという事は、非常に個別性が高いので、なるべく複数で行くということに意味がありますので、人数から見てせいぜい3回なのかなと。
- 委員** 今、年長児さんが就学前健診ということで、集団で学校に行かれたり、その前に市役所で就学前の相談をしたりと、年長児の保護者さんたちはすごく動きがある時期です。例えば、保育士がある子どもに関してこういった悩みがある、ただし保護者としては現状さほど家庭的には困っていないという状況で、いざ小学校に行こうとしたら、そこで何かを言われて、初めてきらりと連携をとらなければいけなくなるということがあります。ただ、その前にもう保育士は気がついているんですよね。でも、私たちがそこを早期発見で伸ばしていくことができますよとお伝えするのがすごく難しいなと思っています。小学校に上がる前にそこをばんと言われてしまった。そうしたところで初めて、えっ、どうしたらいいだろう、というような保護者の方を見ているので、なるべく早い段階で私たちが力になって、手に手を取り合って子どものためにと考えています。
- 会長** そうですね。実際、現場の指導に当たる先生方が理解するというのは、非常に大きなことだなと思いますので、まずは職員へのサポートというところを今回は考えています
- 委員** 私は巡回相談事業をやろうということのを全然知らなくて、今回の案がでて初めてそうだったのかとなったのですが、すごく基本的なことをお伺いしますが、巡回相談事業というのは、小金井市の予算で巡回するということですか。
- 事務局** はい。
- 委員** 巡回する園というのは、園から困っているという連絡が来たらではなく、順番に定期的に回るということですか。
- 事務局** やり方はいろいろありまして、資料10の近隣市の状況をご覧いただ

くと、こういった施設を対象にしているかというところも市によってばらばらであることがわかります。公立園は大体行っていて、認可保育園は行っている市が多いですね。基本的には訪問回数もばらばらですが、年間3回とか2回というところが多いかなという中で、基本的には来てほしいという要望があった施設にだけ行くのか、それとも漏れなく全部行くのかというのは、今後の検討になるのかなとは思いますが。ただし、人員配置等も考えると、要望のある園にきりりから行く形の方が効率はいいのかなと思っています。ただし、そこについてはまだ決まっていません。

委員 それも含めて、これから決めていくということですね。

事務局 そうですね。資料の7の今後検討というところにあたるかと思います。おそらく多くの園は巡回相談を希望されるかなと想定してはいますが。

委員 きりりの先生1人か2人で行くのか、会長がおっしゃったようにチームを組んで行くのかはどうなりますか。

事務局 現状学童は全園行っていて、きりりの先生の中で5名ぐらいの先生で回して訪問しています。1人の先生が自転車で行くという形で。

委員 巡回した際に療育を受けたほうがいい子を見つけたり、先生からの困り事を伺ったりしたら、その話は保護者まで下りてきますか。

事務局 そこもどういうガイドラインにするかによると思います。専門職の先生が直接言うのか、専門職の先生は園の先生にお伝えするのか、そこについても、決めていかなければならないところだと考えております。

センター職員 学童では、施設の方で保護者の方に巡回相談の先生に相談をしていいかということで同意をとっていただいて、事前に学童の先生が相談したい内容やお子さんの姿というのをきりりに送っていただいて、それを基に当日お子さんの様子を見て、職員の方たちに、こういう対応がよりよいのではないかという提案をさせていただいています。また、その記録を学童で書いて、置いてくるという流れをとっています。

委員 そのガイドラインというのは園の先生方と話し合って決めるのです

か？きりりだけで決めるのですか？

事務局 基本的には幼稚園、保育園の方と話し合いながら決めていくような形をとりたいと考えていますが、現時点では、明確に実施できるとは言えないので、まずは方向性の確認という今回の形になりました。

委員 私は自分の子どもについてははっきり言ってほしいと思っていますので、知り合いにもきりりに行っているとオープンにしています。なので、今日初めてこの話を聞いて、個人的には巡回相談の内容などは話してほしいと思います。実際、巡回相談によって、保護者が納得してきりりに通わせることができれば、うまく三者の連携もとれますし、園側としては学期で2回、年6回という考えもありますが、保育所等訪問を利用して子どもの困り事をピンポイントに見ることもできるので、うまく三者が近づけるようなシステムができたらいいなと思いました。ガイドラインの作成をお願いします。

事務局 今後、この事業を進めていくことができれば、具体的に進めていくところかなと考えています。また、保育所等訪問と巡回相談は、完全に違う形態ですので、どのように両者を生かしていくのかというのは、今後の課題と考えております。

委員 1園に在園児が約200人、小金井市内に保育園は20園以上あって、その子たちが日々成長していっています。また、少子化と言われているなかで、一人一人の子どもたちの育ちが今後の日本や小金井を支える大きな力になっていくと思うので、置いてきぼりになるような案件ではないと思っています。幼稚園としては今すごく難しい現状に立たされています。幼稚園が今まで声を上げなかった部分、今、私が声を上げている部分を、今までは誰も知りませんでした。幼稚園だけがわかっていることもあります。実際、切実に困るのは保護者だと思いますので、行政からバックアップをしていただきたいと思います。

会長 例えば学校の巡回相談では、直接何かを伝えることは一切ありません。なので、保護者の気づきを待つというか、その前に学校の先生方に気づきについてしっかり伝えて、学校でできることは何かということ徹底してやっています。きりりに通っているとか、教育相談所に通っている児童も案件として上がってきますが、むしろ私たちがいつも言っているのは、おとなしい子や静かで先生方も見過ごしてしまうよう

な子たちを探しています。派手な子は誰が見てもそれは気がつくので。学校の中でできることについて最大限やっていくというのが巡回相談のよさではないのかなと思っています。

委員 最初に申し上げましたが、保育士も若い先生からベテランまで色々です。学校を出てすぐ、20代前半でまだ子育て経験も社会経験もない保育士が35人の子どもたちを見るわけです。その中で、その一人一人に気づきを見つけていくというのは難しい。なので、その先生たちをどう上げていくかということが課題なんですね。保育園も同じです。抱える人数が多ければ多いほど、会長がおっしゃったように見逃しが出てくる可能性がある。おとなしくしていればいいのか、親から何も言われないからいいのかではなく、小学校に行く時に、その困っていることがその子の将来を大きく左右するようなことになってはならないと、先生たちは悩んでいます。保護者の方ももちろんですが、保育士も助けていただきたい。

会長 学校でも、実際に1回はきりりか教育相談所へ行ったという子はその後の方向性が違ってくるので、そういった意味でも巡回相談しながら、先生方の気づきを進めていくことができれば、この制度は非常に有効だろうなと思います。そして、保護者の方も理解して、保育所等訪問にも繋がれば、なお効果があるかと思っています。

委員 先ほどの研修の件はとてもありがたく思っています。プラスアルファで、今、保育士のコミュニケーション能力がすごく問われています。なので、そういったところも含めて研修をやっていただければと。

事務局 研修については、毎年2回、支援者研修をやらせていただいております。昨年度から内容も運営協議会のほうで諮るようになっておりますので、次回以降、31年度の研修の素案をお示しできればと思います。

委員 是非、たくさんの方の役に立つような内容にしていただければと思います。あと、開催の時間等もご検討いただければと思います。

会長 その他いかがですか。

事務局 1点、本日はご欠席ですが、事前に本資料は民間保育園長会の代表としてご出席いただいている長岡委員にもご確認いただいております。

委員 基本的な質問なのですが、8の職員への支援を主体とするというところで、巡回相談事業というのは、親から声を上げるということですか？例えば、すごくおとなしくてわかりづらい発達に心配のある子で、職員の方は気づいていない、何か相談しても「大丈夫ですよ」と言われてしまうようなケース。何か不安で、一度だけでも我が子の集団生活を見てほしい、もしかしたらそうかもしれないと親も葛藤があって、認めたくないという気持ちも正直あると思います。でもそうだとしたら早く何かしてあげたいという気持ちもあるので、そういったときに、自分だけで動くのではなくて、このように集団生活を専門家の方が巡回相談で見えていただければ、その子の人生にとってすごく大きなメリットになるのではないかと思います。

会長 巡回相談は基本そういった形です。

委員 親からのニーズでも可能ですか？

会長 学校でも親から見たいと言われている子や、先生が見たいという子は、きっちりと見ますが、それ以外にも様々な状況を確認しながら、克明に記録し、協議を重ね、次の発見に繋げていくということをしています。学校と保育園、幼稚園は違うかもしれませんが、それが基本的なゴールだと思っています。

委員 わかりました。

事務局 例えば、保護者の方が気になって見てほしいという依頼がある場合は、基本的な流れとしては、保育所等訪問になります。巡回相談というのは、保護者からの依頼ではなく園の先生方から見ると心配だよねという子を見ていくというのがメインの流れで、事業としては少し違う形になります。

委員 わかりました。

委員 そもそも話になりますが、巡回ではなくて、今現在、きらりに通っている方について、情報が一方通行になっていると感じています。現在このようなカリキュラムでやっています、このようなアドバイスをしていますといったことは、きらりの方からは来ますが、こちらから

児童の状況について伝えるには全て保護者を通してになっています。そこを、もう少し連携をとっていただければと思います。今現在のきらりの対応で、巡回とは違う件ですが、現場ではそういった声も多くあります。

会長 これは今の業務の範疇だと思いますが、いかがですか。

センター長 保護者を介するというのではなく、やはり保護者同意というものが必要になりますので、同意があれば情報提供もできる範囲です。ただ、その同意については、保護者が知らない所で、例えば園の先生に聞かれた場合には、申し訳ありませんが保護者の同意はいただいていますでしょうか、ということは確認せざるを得ないと考えております。

委員 そこに関してはそうですね。ただ、保護者も園側もはっきりとわかっていて、こちらのほうで報告書をいただいている子に関しても、基本的には一方通行のことが多いので。要するに、きらりに通っている子の集団での状況を見てほしい。そこが巡回に来てほしいそもそものところですが。難しいところですが、現場を見て、保護者の家庭での困り事を聞いて、専門家の中でそこをお話しするというところ。巡回相談からは少し外れてしましますが、ほんとうに今のままでいいのだろうかと思ってる。もっと声を聞いてほしい。もっとこちらの現場へ見に来てほしいということです。

会長 せっかく職員さんがお2人来ていらっしゃるのだから、今のご意見も踏まえながら、色々なことがあるとは思いますが、ご意見等率直にお聞かせいただけますか。言いにくいことは除いていただければ結構かと思いますが。

センター職員 今すごく貴重なご意見を伺って、私たちもきらりからどう園と連携を図っていくかとか、保護者の方と同じような視点で見ていけるかといったところは、これからすごく大事にしていきたいと思っています。園に対してきらりに行っているのを全く言わずに、絶対に内緒にしてくださいというスタンスの保護者もいらっしゃいますし、何でもとにかくオープンでいいですよという方もいて、すごく幅が広いです。また、きらりに1年通われる中で、やっぱり「先生、園とも連携とってください」と言う方もいらっしゃるし、そこに3年掛かる方、4年掛かる方、就学時健診で言われて何か動かなきゃという方、それぞれの

保護者の方に掛かる時間があります。日々保護者の方に寄り添っている中で、きらりの中に色々な事業や計画があって、各々にフィットした支援、色々なニーズに対応できる準備ができれば一番いいんだろうなと感じているところです。ただ、ここからが難しいところなのですが、たくさん子ども達に通っていただくと思うと、どうしてもシステマチックにならざるを得ません。キャパシティを増やしていくということと、その家庭、そのお子さんに合わせた支援の業務の割り振りを皆さんの意見を伺いながら日々更新して、色々なあり方を探していくのが今後より必要とされているんだろうなと感じながら今伺っていました。ありがとうございます。

委員 発達支援の難しいところだと思いますので、いろいろな機関と連携していただきたいと思っております。

委員 私は支援計画がきらりから出たら、それをコピーして園に持って行って渡すときもありますし、面談を希望して話をしています。今流れていることは全部オープンにして、幼稚園での話を聞いたら、自分が中心になって、きらりに戻すという形にしています。正直、子どもが育つ上で、色々な施設にお世話になっていて、さまざまな大人と関わって、我が子の成長を心配してくださって手伝ってくださっているのはとてもありがたく、感謝しています。でもやはり家の中が子どもにとっての一番の小さな社会なので、そこできらりのこと、幼稚園の情報を得たら、それをひっくるめて考えて、じゃあ、こう育てようと判断するのは親だと思うんですね。なので親が中心でいいのかなと。園の先生がきらりともっと連携したいという思いもあるかもしれませんが、最後の中心は親であって、親がもつときらりと園につながってほしいという意思を持ったのであれば、そういうふうに自分がアクションを起こしていけばいいと思います。

会長 学校巡回でも、学校といってもみんな違うんですよ。地域ごとの文化・特性があって。また、実際にいる子どもの顔とか、先生の顔を見てもらわないと、やっぱり支援になっていかないですね。今、委員さんがまさにおっしゃられましたが、実際その場に行ってみないとわからないということはすごくありますし、行ってどういう雰囲気なのかということを見るのは、すごく大事なことで、その中で子どもの様子とか地域の様子が見えてきますので、この巡回相談の持つ意味は大きいのかなと。今後も報告をいただけますよね？課長、ぜひよろしくお願いし

ます。

事務局 では、方向性としてはこの内容でよろしいでしょうか。

会長 出された案、10点ありますが、この方向で今後も進めていくということによろしいですか。

(確認)

はい。では、了解がとれましたので、お願いいたします。続きまして、次第の7「外来訓練事業の今後の方向性」につきまして、お願いいたします。

事務局 前回、前々回の運営協議会におきまして、外来訓練事業の今後の方向性についてご検討いただいております。具体的には、資料11の1、前回までの取り扱い案ということで、皆様にはきらりの待機者解消のため、やむを得ずの判断として、前回の運営協議会の後にご承認をいただいていたところですが、しかし、実際に周知するに至りまして、きらりの現場の専門職の方々からも様々な意見が出てまいりました。市ときらりとその内容について再度検討を重ねた結果、来年度からすぐに取り扱いを変更していくということは困難であると判断いたしました。前回、前々回、2回の運営協議会にわたってご審議いただいたにもかかわらず、実施できなかったことは、誠に申しわけなく考えております。本件につきましては、現場の実態なども踏まえまして、もう少し継続的に検討させていただきたく議題とさせていただきました。資料の2で、きらりの専門職の職員からの聞き取った内容を挙げさせていただきます。(1)年長児については、社会ステージが大きく変わるに当たり、児童への見立てについて保護者と共通認識を持つことを大事にしている。(2)園行事での欠席を考慮すると、月2回の訓練では実回数が更に下がり、児童のスキルや理解の積み重ね、保護者の理解の積み重ねとも効果が落ちる可能性がある。(3)年長児は療育の中で就学支援の必要性が高い。(4)幼児期の療育の集大成を就学と考えている。その直前の訓練頻度が落ちることは、専門職の視点からは望ましくない。(5)集団活動や児童同士のコミュニケーションが複雑になって初めて発達上の課題が明確になるタイプの児童もいる。その中で、園の先生や保護者が最大限努力しても、早期発見が年中、年長になる場合もある。(6)低年齢の児童は、親子関係を主とした生活の場や集団の場を経験する中で伸びていく要素が多いため、必ずしも低年齢で専門療育が3回必要でない場合もある。(7)低年齢のころから

相談の中で児童の経過を追い、療育が必要なのかを見きわめていくという視点も大事にしている。ということで、さまざまな意見が出ました。既にこういった内容についてはご理解いただいたうえで、ご判断いただいているものとは思いますが、きらりのほうと話し合った結果、再度継続的な課題とさせていただきたいと考えておりまして、本日、議題とさせていただきました。

会長 資料1の実績報告を見ると、外来訓練事業はずっと増え続けています。私たちが別に回数制限をしたくてしているわけじゃなくて、やむを得ずというか、なかなか新しい方が参加できないので、今のキャパでどうということが可能かということをご議論した結果、やむを得ずこのような形になりましたが、専門職の方からの意見もあり、市としてはもう少し議論を踏まえながら、方向性については考えていきたいということです。前回おおよその方向性は決まったのですが、一旦ペンディングにしたいというのが提案の趣旨ですね。このことについてご意見等をいただければと思います。ただし、年度途中で待機の状態が続くという現状もありますので、何らかの手は打たなければいけないのだけれど、どういう手を打つのかということで、当初の案だと少し検討が必要じゃないかということでありましたので、そのことも含めて少しご意見をお願いできればと思います。

センター長 今回、前回、前々回と協議していただいた内容ではありましたが、やはり来年度からの実施は厳しいということで判断させていただきました。誠に申し訳ございません。ただ、会長もおっしゃったように、やはり何かしらの手立てを講じない限り、年度途中で新しい方が入れない可能性がある状態になっておりますので、そこを含めまして回数を減らすことにはなるかもしれませんが、次年度の大体8月ぐらいまでには何か結果を出せればよいかと考えておりまして、期限を決めながら、いろいろ協議を重ねていただきたいと考えています。

事務局 次年度の利用についてある程度、周知期間が必要なことと、外来訓練の利用は年単位ではありますが、長期的な視点をもって利用されている保護者の方も一定いらっしゃるということで、少し周知の期間を長目にとりたいということもあります。

会長 変更するにしても、いきなりだと子どもに与える影響が大きいということですね。

センター長 はい。少し時間をとって実施するという意味で、来年8月というのを1つの目途にということです。

会長 2月の会議内容はどうなりますか。

事務局 2月は業務評価及び第三者評価の内容確認と、巡回相談についてが主になるかと思います。

会長 そうすると5月になりますか？

事務局 5月、8月かと。

会長 では、5月ぐらいに何らかの方向性の議論ということになるのでしょうか。半年間ペンディングというようなことになります。では、そのような方向でとりあえずいくということで、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。どうするかは、きらりの職員さんのご意見も聞きながら、事務局でももう少し検討していただければなということ。ただ、巡回相談のこのことも先に進めなければいけないので、やることも多いのかなとは思いますが。それでは、次は今後の開催日程ですね。

事務局 それでは、次第8「今後の開催日程」です。資料12「平成30年度運営協議会開催予定」をご覧ください。次回は、平成31年2月12日火曜日10時からを予定しています。今年度最後の会議です。今回は改選がございませんので、引き続き来年度もお願いいたします。

会長 よろしいでしょうか。つづきまして、次第9「その他」ですが、本日出た議題以外に何かございますか

事務局 意見提案シートを参考配付させていただいておりますが、中段で「特にきりり通園を、歩行できる幼児が対象になっているように感じます。それは運営側の事情なのか説明していただけることを希望します」という記述がありましたので、ここについて一言ご説明させていただきます。

センター長 歩ける方が基本だということとはございません。歩行が苦手な児童もも

ちろんいますし、特にそのような運営の事情という部分ではありません。

会長 そういった事情はないですね。

事務局 はい。

会長 了解しました。その他ありますか？それでは本日いただいたご意見を基に事務局で調整をお願いします。次回は、来年の2月12日午前10時からです。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。